

## 入居に関する荷物について

施設に入居されるにあたって、施設は暮らしの場であり入居者がどう過ごしたいかを選択して生活してもらう場と考えております。

その為、その方々の生活習慣等に合わせて暮らして頂くように、できる限り配慮し職員は対応しています。そのため、施設の備品としては以下の5点をご用意しております。その他の備品につきましては、下記を参考にご本人がご自宅で愛用されていた物、使い慣れた物や必要であれば購入した物をご用意くださいますよう、お願い申し上げます。

- ベッド
- 寝具（枕、マットレス、掛布団、シーツ類）
- カーテン
- 備え付け暖房機
- タンス

《ご家族様でご用意をお願いしている物》

### 【書類関係】

- ①健康保険被保険者証
- ②医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ③現在受診している医療機関の診察券
- ④身体障害者手帳（交付されている場合は、ご持参ください）
- ⑤介護保険被保険者証
- ⑥介護保険負担限度額認定証（交付されている場合、当施設の食費・居住費が減額になります）
- ⑦印鑑（行政機関などの手続きの代行をご希望される場合に必要）
- ⑧服薬中の薬
- ⑨医師からのお手紙

### 【備品・調度品関係】

- ① テレビ（ご本人が居室で使用したいとご希望があればお持ちください。リビングには共用のテレビがございます。）
- ② 冷蔵庫（ご本人が居室で使用したいとご希望があればお持ちください。リビングには共用のテレビがございます。）
- ③ タンス（ご本人がご愛用され、入居時にご持参されたいとご希望されたものがあればお持ち下さい）
- ④寝具（ご本人の希望に応じてご用意ください）

※上記のほか、ご本人のライフスタイルに合わせて家電製品の持ち込みも可能ですが、出火の恐れのある製品の持ち込みはご遠慮ください。ご不明な点に関しては事前にご確認ください。

【衣類・身の回り品】

- ①上履き（スリッパでも構いませんが、ご本人が履き慣れた靴などをご用意ください）
- ②外靴（特に指定はありませんが、野外の活動に適した物をご用意ください）
- ③洗面道具（洗面器、歯ブラシ、歯磨き粉、歯磨コップ石鹸、電気髭剃り。ボディタオル等。※ナイロンは肌を痛めやすいため、生地の柔らかい物をお勧めします。）
- ④お茶碗、箸、湯呑茶碗、コーヒーカップ（ご自宅で使用されていた物で、現在、使用されていない物があればご準備ください。お食事も使い鳴れた物、愛着ある物でお召し上がりください）
- ⑤衣類（日常着などは数点必要です。また下着等に関しては多めにご用意ください）
- ⑥外出着（カーディガン、帽子、防寒着）
- ⑦パジャマ、寝巻（指定はございません。ご本人の好みに合わせてご準備ください）
- ⑧フェイスタオル（多めにご準備ください）

【事前にご相談いただきたい物】

- ①刃物（果物ナイフ、包丁、はさみ、剃刀）
- ②裁縫道具
- ③高額現金（お小遣い程度の所持は結構ですが、現金に関しては全て個人の責任となります）
- ④高額貴重品（自己管理が基本となります）

※ご契約の際には、ご家族の印鑑が必要になりますので、お忘れなくご持参ください。

※その他、所持品等についてご不明な点やご確認の点がございましたら、遠慮なく下記担当者までご相談ください。

【介護保険施設におけるその他の日常生活費徴収の考え方】

「通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて」

（平成12年3月30日 老企54号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）

1. その他の日常生活費」の受領に係る基準

○保険給付の対象と重複関係がない

保険給付の対象に含まれるものの具体例

- ①車椅子、歩行器、杖、ポータブルトイレ、しびん等
- ②寝具類（ふとん、シーツ類）、ラバーシーツ、エアマット、体位変換用クッション等
- ③おむつ
- ④食事用おりぼり、食事用エプロン
- ⑤清拭タオル
- ⑥一般的なシャンプー、リンス等
- ⑦トイレットペーパー、ティッシュペーパー

保険給付の対象外となる具体例

- ①個人の嗜好に基づく、いわゆる「贅沢品」の購入費用
- ②入居者個人の希望で購入する新聞、雑誌等の代金
- ③入居者個人の希望で行う外部のクリーニング店で発生した費用

※あくまで施設基準でのご用意となりますので、「どうしても他人と一緒に同じ車椅子を使用するのは嫌！」「好みの肌触りではないので自分の好きな排泄用品を使いたい」とのご希望がある際には、入居者の方やご家族の自由な選択の中でご用意していただいても良いものとなっております。

また、例えば施設にある車椅子を他入居者と共有して使用されるのが嫌な入居者の方等は障害者手帳や重度心身障害者医療費受給者証をお持ちであれば保険給付対象となり購入費が無料となる可能性がございますので、お気軽にお問い合わせください。

【担当者】

生活相談員 鈴木義隆 介護支援専門員 永谷 克則 (0142-84-1124)